

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県能代地区土地改良区から次のとおり役員の
退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成30年 9 月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

山本郡三種町豊岡金田字和田220番地

中 田 義 久